



## 新年のごあいさつ

理事長 高崎 和美

あけましておめでとうございます。また新しい年が始まりました。新型コロナウイルス感染の波のためにこの数年オンラインでの総会開催という異常な事態となり、会員の皆様と直接お会いできないまま長い年月となりつつありますこと、残念でたまりません。今年こそ、来たる5月28日(日)午前10時からきらめきプラザで開催される第10回定時総会で皆様と対面でお会いしたい、と考えております。

福祉オンブズおかやまのメインの活動は、福祉に関わる相談を受けて当事者とともに考え、必要に応じて行政に働きかけ、福祉行政をよくしていくというものです。2022年度も理事が交代で携帯電話をもち、ほぼ毎週日曜日に福祉利用者または福祉関係者からの相談を受け付けています。

相談を受けていると、行政に悪気はなくても、福祉事業の事業所に悪気はなくても、福祉を受ける当事者から見たら困るなあ、ひどいなあと感じる事案もあり、福祉の施策の具体的な問題点が厳しく直接に伝わってきます。事実を知り、行政に働きかける中で、福祉の問題点が見えてきます。

当事者はなかなか声を上げられません。けど大きな声は上がってなくてもひとつ問題があるならば大勢が問題を抱えているわけで、それは社会全体で解決していく必要があります。具体的には立法が解決の道(法律、条例等)を作り、行政がそれを実践(施行運用)して制度を生かしていかなければなりません。福祉のニーズを行政に伝え、必要な施策を提案するというオンブズの活動はそれだけで大きな意義があると自負しておりますが、さらに福祉の実態や課題や解決に向かうべき方向性などを社会に対して発信して、制度改革につなげていくことの重要性を改めて感じます。広く社会に働きかけるにはどうしたらよいか、今年からはその点も一生懸命考えていきます。

福祉の分野は幅広く、高齢者・障害者(身体・知的・精神)・女性・子ども・生活困窮者など解決すべき課題は多くて気が遠くなりそうですが、そのときそのときにホットな課題に果敢に挑戦していきます。どうぞ今年もよろしくお願い申し上げます。

# 福祉について語ろう！

\*

## 完全オンライン福祉オンブズカフェ開催中

昨年度からはじまっている完全オンライン方式の福祉オンブズカフェも、8回を数えました。本年1月28日にも開催予定にしています。

今回は、第7回、第8回福祉オンブズカフェの話題を振り返ってみます。

### ○第7回テーマ

#### 「児童相談所の現場で～いろいろなモヤモヤ」

[2022（令和4）年9月24日（土）]

9月の福祉オンブズカフェでは、石原正巳さん（社会福祉士）から話題提供をいただきました。石原さんは現在59歳で、1988（昭和63）年に岡山県の事務職員福祉選考職として採用されてから障害者施設、職業訓練施設、児童相談所などで勤務され、2019（平成31）年に退職なさいました。

そのようなご経験を踏まえて上記表題のとおり様々な「モヤモヤ」について話題提供を頂いた次第です。

石原さんはまず、世間の注目を集める虐待事件が起きると法改正などがなされるが、その結果、新しいルールに職員が縛られ、それに対応するために疲弊する現場があることや、マスコミ報道により児相が批判を受けることの大変さなどが語られました。

その上で、児童福祉法施行（1948（昭和23）年）からは74年経過する中で、また子どもの権利条約への批准（1994（平成

6）年）からも28年が経過する中で、果たして十分に子どもの権利が守られる社会になっているのか、虐待がなくなる世の中に向かっているのかという問題提起がありました。

このような年月の中で児童相談所の抱える主要課題も大きく歴史的変遷を辿り、そしてまた時代の変化と共に変遷をし、新たな問題にぶつかり続けるだろうとのことでした。

また、虐待という概念に対する捉え方としては、「虐待をうけている子ども・虐待環境を改善できない家族」という視点から、よりシンプルに「支援を必要としている子ども・家族」という転換の提唱がありました。

その他、児相の相談業務の流れの説明や、虐待事案の報道についてのあり方など多様な視点から幅広く話題提供を頂きました。

拝聴し、普段は聞くことのできない児相の裏側や本音、思いを知り、貴重な機会となりました。このような児相の実態を広く市民にも知ってもらうこともまた大切なのではないかと思います。

## ○第8回テーマ

### 「里親・里子ってどんなもの？」

#### ー里子の兄弟姉妹がいる弁護士のお話しー

(2022(令和4)年11月26日(土))

11月の福祉オンブズカフェでは、河田布香さん(弁護士)から話題提供をいただきました。河田さんは弁護士3年目で、実家が里親を受け入れており、多くのきょうだい(実きょうだい及び里子のきょうだい)と共に生活をしてきたという生い立ちがあります。

そのような実体験を踏まえて話題提供をお願いした次第です。

まずお話しでは、そもそも里親とは何か？ということから説明がありました。日常生活で何気なく里親、里子という言葉を見聞きすることはありますが、その法的な位置づけをきちんと考えたり調べたりしたことはない方が多いでしょう。

河田さんからは、里親の場合には、養親と異なり、戸籍上の親子関係は生じないことや、未成年後見人と異なり財産管理権がないことなどの説明がありました。

このような位置づけの里親は、いったいどのような意味を持つのかですが、里親による家庭的養護が施設養護よりも優先される意味として、乳児や児童にとって特定の大人との関係上構築される愛着の重要性が語られまし

た。

愛着障害という言葉もあるように、子どもにとっての愛着、愛情というものが以前よりしっかりと考えられていたのだと再認識しました。

では、いったいどういう人が里親になれるのか、疑問に思う方も多いと思います。

この点は、明確な要件はなく、最終的には総合判断とのことでした。一般的には、説明会を受け、申し込みをし、講習や研修、里親となる方の家庭訪問を経て里親登録をし、児童相談所からの連絡を受けて子どもとの交流を試みて里親になるという流れとのことでした。

里親になるということととてもハードルの高いことのように感じますが、実際にはこのような段階を経て里親になること、期間が限られた里親(〇歳までとか、年末やお盆だけとか)という方法もあるとのことなので一般に思われているほどハードルが高いということばかりでもないように思いました。

また、里親になった後の生活も、普通の家庭生活とほぼ異ならず、里親をフォローする制度も多様なものがあるそうで、そのような意味でも里親に対する考え方を考えるきっかけにもなりました。

今回の話題提供を踏まえて、今後も里親という制度に目を向けて行く機会になりました。

#### 【予告】

2023(令和5)年1月28日(土)10時00分から11時30分まで、第9回福祉オンブズカフェ(Zoom開催)を開催します。テーマは「みんなで作る子ども食堂ーさいさい子ども食堂サポーターたち」です。話題提供は、増田勢津子さん(さいさい子ども食堂サポーター)と竹永光恵さん(岡山市議)です。子ども食堂活動について一緒に考えましょう。

参加希望の方は、1月27日(金)17時までに福祉オンブズおかやまのホームページの参加フォーム(メール(24時間受付)の問い合わせ受付フォーム)に①氏名②メールアドレス③どこで知ったか、を記入して送信してください。当日のZoomのURLを返信します。定時になる前にZoom会議室(福祉オンブズカフェ)にお入りください。

## 2022 年度人権福祉講座のご案内

### 生活保護世帯の若者の自立を考えるー世帯分離と進学の問題を例にー

令和 5 年度岡山市人権啓発活動補助金

講師：関藤 香代子さん（岡山生活と健康を守る会連合会・事務局次長）

森岡 佑貴さん（みどり法律事務所・弁護士）

日時：2023 年 2 月 5 日（日）10 時 00 分～ 11 時 30 分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13 番 1 号

参加費：500 円（当日、会場受付にて支払いをお願いします）

定員：25 名（感染対策のため、完全予約制で開催します）

生活保護は、私たちの国が誇るセーフティネットです。ですが、その制度は若者の自立に役立っているのでしょうか？最近でも、厚生労働省は生活保護世帯の若者が進学する際には、世帯分離を行うことを再確認するメッセージを発信しています。一方、世帯分離してから進学、就職した若者が収入を得たからと、分離した家族の保護を打ち切る運用が裁判で争われました。

生活保護と若者の自立について、一緒に考えてみませんか？今回は、岡山生活と健康を守る会の関藤さんと弁護士の森岡佑貴さんのクロストークで問題を深掘りします。会場の皆さんとも意見交換をしていきたいと思えます。ぜひ、一緒にこの問題を考えてみませんか？

#### 【講師メッセージ】

**関藤さん** 「モットーは子ども達の未来が平和であること、みんな平等で安心して暮らせる社会にする事です。子ども達は生まれて来るとも親も選べません、すべての子ども達が平等に大切にされる社会をつくりたいです。」

**森岡さん** 「より使いやすい生活保護の制度をめざしてがんばっていることをお話します」

#### 【講師略歴】

関藤さん 1984 年 岡山生活と健康を守る会連合会専従  
1993 年 岡山生活と健康を守る会連合会事務局次長  
森岡さん 2014 年 新司法試験合格（68 期）  
2015 年 岡山弁護士会登録  
2015 年 弁護士法人パブリック法律事務所 入所  
2020 年 みどり法律事務所 入所

**申込方法：** 事前に当団体の FAX・メールにてご連絡ください。

FAX：086-244-0120（FAX 専用ダイヤル）

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

・FAX・メールの場合は、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④Eメールアドレス（ある場合）・⑤当法人の会員か非会員か）を記入の上、当団体にご送付ください。

・電話の場合は、毎週日曜日 10 時～ 15 時までお電話ください。

TEL：080-2885 - 4322（相談ダイヤル兼）

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

# 特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

## 第 10 回定時総会について

平素は弊法人活動に多大なる高配を賜り深く感謝申し上げます。

本年も特定非営利活動（NPO）法人としての定時総会を下記の日程にて行います。

会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご協力を賜りたく存じます。

コロナ禍以降、対面方式を避けてきました。今回の定時総会も感染状況から判断しないといけません。可能な限り会員の皆さまが参加しやすい方法で開催したいと考えております。当法人ホームページや 4 月送付の会報にて開催方法をお知らせいたします。

現在確定している内容は以下の通りです。

### 記

日時：2023 年 5 月 28 日（日）10 時 00 分～12 時 40 分

・定時総会 10 時 00 分～11 時 00 分

・記念講演 11 時 10 分～12 時 40 分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

記念講演：講師調整中

議案：

1. 2022 年度 活動報告
2. 2022 年度 決算
3. 2023 年度 活動方針案
4. 2023 年度 予算案

※書面表決あるいは対面方式でも、定款に基づき総会成立のために一定数以上の参加者が必要となります。どうぞ、ご出席のほどよろしく願いいたします。

以上

## リレーコラム 第26回

今回のリレーコラムは、「福祉オンブズおかやま」の創設当初から運営委員として関わり、現在当法人の監事をしている梶原行正さんです。梶原さんは司法書士として成年後見業務をしつつ、当法人のような社会貢献活動にも貢献してきました。今回は、そんな梶原さんが関わった成年後見の事例から考える現実です。知的障害のある人にとっての成年後見とは、自分らしく生きるとは、を考えさせられます。ぜひ、一緒に悩みましょう。

### 成年後見の事例から

NPO 法人福祉オンブズおかやま

監事 司法書士 梶原 行正

2000（平成12）年4月将来の超高齢社会を見据えて始まった介護保険制度を機に発足し「福祉オンブズおかやま」も2014（平成26）年5月NPO法人へと移行し、22年間継続してきました。

介護保険制度は「介護の社会化」、「措置から契約へ」をスローガンとして始まりました。と同時に高齢者や知的障害者、精神に障害がある方の意思や自己決定をできるだけ尊重することを目的とした新しい成年後見制度も車の両輪として機能するようにスタートしました。

司法書士は、成年後見制度を担う専門職能として制度発足と同時に「社団法人成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部」を立ち上げ、2022（令和4）年3月末時点で後見人665人、保佐人302人、補助人124人、その他任意後見人などに就任し、1200件あまりの後見事案に携わっています。

私も22年の間に8名の方の後見人、2名の方の保佐人、1名の方の任意後見人、1名の方の後見監督人の業務に関わり、現在も後見2

件、保佐2件、後見監督1件を継続しています。以下に現在も継続中の知的障害者の方の後見事例を紹介します。

2003（平成15）年3月、成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部の支部長から、群馬県高崎市にある重度知的障害者の大規模入所施設国立コロニー「のぞみの園」に入所しているAさんの後見人の推薦依頼が、前橋家庭裁判所高崎支部からきているので、受託してもらえないかとの連絡があった。

早速、前橋家庭裁判所高崎支部の担当調査官に電話して詳細を確認したところ、Aさんについては、2000（平成12）年に本人の母親から「禁治産宣告の申立」がなされ、母親が後見人に選任されていたが、母親が高齢のため後見事務が遂行できず、辞任するため、後任の後見人選任の申立がなされているとのことであった。また、後見人については、群馬の司法書士と岡山の司法書士2名を選任した上、群馬の司法書士が継続的な後見事務を担当するので、岡山の司法書士については、父

親の死亡による相続分の取り戻しを岡山在住の相続人（Aさんの兄）と折衝し、取り戻しが終了すれば、後見人を辞任してもらおうとの説明を受けた。

2003（平成15）年4月、選任の審判があり、早速岡山在住の兄に電話連絡を取り、父親の相続に関して、本人の相続分が侵害されている旨及び法定相続分に相当する金銭を支払ってほしい旨を伝えた。その後、ご返事がないので最悪の場合、調停申立なり、訴訟提起も考えていたが、8月にお兄さんの自宅（Aさんの実家）に伺って面談で交渉した結果、要求に応じてもらえた。これで私の業務は一件落着きと思いきや予期しない事情変更が発生した。

Aさんに初めてお会いしたのは、2004（平成16）年11月、岡山県内の知的障害者入所施設。体験入所のため、岡山に帰ってこられた時であった。年齢は当時54歳、小柄であるが浅黒く健康そうな方である。1972（昭和47）年（Aさんが22歳）から「のぞみの園」に入所されており、多少人見知りされる印象を受けたので、悪印象を持たれないように余計な質問はせず、穏やかに会話をかわした。なぜなら、今後郷里である岡山の本施設に移られる可能性が高く、長いお付き合いをして行くことになるので、より信頼関係が重要であると考えたからである。予期しない早さで施設入所の話はとんとん拍子に進み、同年12月には入所契約を締結し、翌年2月群馬の後見人から後見事務を引き継ぎ、現在に至っている。

入所がスムーズに決定したのは、実は、2003（平成15）年厚生労働省が「誰もが地域でその人らしく生きるという考え方に沿って、入所者が施設を出て周辺地域や出身地の

グループホームで暮らせるように」との理念のもと、唯一の国立コロニー「のぞみの園」から入所者を退所させていく施策を提言していたからであった。

さて、Aさんが岡山の施設に移られてから、当時は毎月1回の定期面談を行っていた。大体15分から20分位で健康状態やしてほしいことや欲しい物があるかないかの聞き取りです。当初は母親恋しさから「母親が元気かどうか」や「母親のいる家に帰りたい」との希望を述べられていた。そのたび、お兄さんにはAさんの思いを連絡し、母親と一緒に面会に行ってもらってほしい旨を伝えていたが、何ヶ月経っても実行されないの、強く要望したら「こちらにも家族があり、そっとしておいてほしい。会いには行けない。」との返事が返ってきた。家庭の複雑さの一端を垣間見た気がした。

それ以後は、面談の機会と一緒に買い物に行ったり、おやつのお菓子や鉢植えの花を持っていったりして、Aさんが母親のことを思い出さないよう気を遣っていたが、お正月やお盆の時期は、一時帰宅される入所者がおられるので、とても寂しい思いをしておられる様子でした。

結局Aさんが岡山に帰られてから約10年、大好きだったお母さんに会えずに、お母さんは2014（平成26）年9月に亡くなられた。葬儀への参列もできなかったが、翌年2月にはお仏壇とお墓へのお参りが叶い、その後は1年に1回の里帰りとお墓参りができるようになった。